

第17回協議会 H16.7.28

まちづくり推進組織の組織体制等が決定!



校島町にある城山自然恐竜公園

平成16年7月28日(水) かごしま市民福祉プラザ5階大会議室において、第17回鹿児島地区合併協議会が開催され、「国・県における合併手続きの進捗状況」についての報告のほか、「公園」や「市営及び町営住宅」など、11件の事務事業について具体的な調整内容が報告されました。中でも、「まちづくり推進組織の取扱い」については、第8回合併協議会に提案し、第9回合併協議会において「具体的な内容については、合併時までに1市5町の長が別に協議するものとする」という調整方針が決定されており、今回は、まちづくり推進組織の具体的な組織体制や所掌事務、設置期間等について報告がなされました。そのほか、事務局より第18回合併協議会は8月下旬ごろ開催予定で、開催日時、場所等については速やかに決定したいと説明がなされました。

こんなことが決まりました 報告されたこと

◆公園について

【具体的な調整内容】

5町の公園については、現地調査を実施し、公園施設、境界杭などの確認を行い、合併時に鹿児島市の公園として引き継ぐものとし、(注1)都市計画区域外に位置する校島町の2公園(城山自然恐竜公園、クロマツ親水公園)の管理運営については、その設置及び管理に関する条例を制定し行うものとする。

◆市営及び町営住宅について

【具体的な調整内容】

5町の公営住宅の管理運営については、募集方法、入居手続方法、住宅使用料の決定方法等、鹿児島市の公営住宅の制度に適合するものとする。

◆市営及び町営住宅に ついて「特定公共賃貸住宅」 【特定公共賃貸住宅】 【(21)建設関係事業(公の施設)】

【具体的な調整内容】

(注)校島町の特定公共賃貸住宅の管理運営については、募集方法、入居手続方法、住宅使用料の決定方法等、鹿児島市の特定公共賃貸住宅の制度に適合するものとする。

◆市営及び町営住宅に ついて「若者いきいき住宅」 【若者いきいき住宅】 【(21)建設関係事業(公の施設)】

【具体的な調整内容】

(注)校島町の若者いきいき住宅の管理運営については、募集方法、入居手続方法、住宅使用料の決定方法等、鹿児島市の若者いきいき住宅の制度に準じて取り扱うものとし、公営住宅法に基づき、官公署等への収入状況の請求等に関する規定は除きます。



校島町特定公共賃貸住宅

校島町特定公共賃貸住宅とは、住宅に困窮する中堅所得者層を対象とし、町外への人口流出防止と、定住促進を図るため、地域分散型の木造平屋1戸建住宅として建設されたもので、入居するには、収入基準など入居するための資格があります。

合併施行日までに協議調整する事務事業(56項目)一覧表

番号	協定項目番号	協定項目名	項目名	番号	協定項目番号	協定項目名	項目名
1	(7)	一般職の職員取扱い		30	(28)	障害者福祉事業	ゆづあい訪問給食事業
2	(8)	事務組織及び機構の取扱い		31	(28)	障害者福祉事業	友愛特別乗車証交付事業(精神障害者)
3	(9)	条例、規則等の取扱い		32	(28)	障害者福祉事業	友愛特別乗車証交付事業(身体障害者)
4	(10)	町名・字名の取扱い	町名・字名の取扱い	33	(28)	障害者福祉事業	友愛特別乗車証交付事業(知的障害者)
5	(11)	慣行(都市宣言)の取扱い	青色申告の町	34	(32)	交通関係事業	自動車航送助成
6			親せつ町の宣言	35			自家用自動車通勤費助成
7			健康のまち宣言	36			自動車運送事業バス路線等(路線バス)
8			卓球のまちまつもと	37			自動車運送事業バス路線等(定期観光バス)
9			「青少年健全育成宣言のまち」松元町	38			自動車運送事業料金制度等(定期観光バス)
10			生涯学習の町宣言	39	(34)	姉妹都市等との交流(国内)	兄弟都市等との交流
11	(15)	国民健康保険事業		40			姉妹・友好都府(海外)
12	(21)	建設関係事業(公の施設)	公園	41	(36)	防災・防犯関係事業	本岳消防コミュニティセンター
13			市営及び町営住宅(公営住宅)	42	(37)	コミュニティ関係事業	集会所/自治公民館/用地の貸付
14			市営及び町営住宅(特定公共賃貸住宅)	43	(38)	住民サービス窓口業務	ファクシミリによる証明交付事務
15			市営及び町営住宅(若者いきいき住宅)	44			自動交付機の設置
16			砂防関連施設	45	(40)	まちづくり推進組織の取扱い	
17	(22)	消防関係事業	消防水利整備事務事業	46	(42)	使用料及び手数料の取扱い	督促手数料
18	(23)	一部事務組合等の取扱い	消防業務	47	(44)	高齢者等家畜導入事業	高齢者等家畜導入事業
19			介護保険業務	48	(45)	農林水産関係事業	企業誘致の推進(補助金等)
20			ごみ処理業務	49	(46)	学校教育事業	公立幼稚園児の送迎
21			斎場の管理・運営業務	50	(47)	社会教育事業	各種スポーツ大会
22			し尿処理業務	51			海水浴場
23	(24)	地域福祉事業	地域福祉センター管理運営事業	52			体育施設
24	(26)	児童福祉事業	公立保育所運営事業	53			青少年生活体験・交流事業
25			放課後児童健全育成事業	54			土地開発公社
26	(27)	高齢者福祉事業	養護老人ホーム老人入居管理運営事業	55	(48)	その他事業	複合施設等
27			心をつなぐ訪問給食事業	56			町民長館管理運営
28	(27)	高齢者福祉事業	敬老特別乗車証交付事業				
29			敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業				

は、第16回協議会で具体的な調整内容が確認された項目です。
は、第17回協議会で具体的な調整内容が確認された項目です。

◆兄弟都市等との交流(国内)について

【具体的な調整内容】

全国吉田町交流事業及び喜入町と沖繩県と那城町の交流については、各町協議の結果、交流の目的はほぼ達成されたとして終了することと合意しており、それぞれ別の関係は合併する前日限りで効力を失うものとする。

◆本岳消防コミュニティセンターについて

【具体的な調整内容】

本岳消防コミュニティセンターについては、合併後は避難施設として管理運営するものとする。

◆本岳消防コミュニティセンターについて

【具体的な調整内容】

これまで地域住民の消防防災活動の拠点施設として活用されてきましたが、合併後も同様にご利用できるようにするものとする。

◆集会所(自治公民館)用地的貸付について

【具体的な調整内容】

吉田町、喜入町及び松元町の無償貸付については、現行どおり無償貸付とするものとする。松元町の有償貸付については、17年度から鹿児島市の算定方式により貸付料を算定することとします。

◆集会所(自治公民館)用地的貸付について

【具体的な調整内容】

協議会で確認された調整方針は、合併年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。ただし、貸付料については、合併時までに調整するものとする。合併する年度は現行どおりとする。

◆消防水利整備事務事業について

【具体的な調整内容】

新たに設置する消火栓の設置場所の決定については、水道局と消防局が相互に連携して行い、消火栓の設置、維持等については水道局が行います。また、鹿児島市と5町は消火栓の接続部の規格が異なっているため、合併時までに必要な接続金具を整備するものとする。

◆消防水利整備事務事業について

【具体的な調整内容】

協議会で確認された調整方針は、負担金等については、合併時に鹿児島市の制度に統合し、消火栓の設置、維持等の事務は必要な調整をする。ただし、借地については、当分の間、現行どおりとする。



▲全国の吉田町が相互交流し、活力あるまちづくりの創造を展開(埼玉県で開催された第14回全国吉田町未来会議)

※注5 不均一課税...不均一課税制度を適用し、個人市(町)民税について、合併年度の16年度と17、18年度は現行どおり(市3,000円、町2,000円)とし、19年度から鹿児島市の制度に統一することとした調整方針

